

口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対策に関する基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県警備業協会（以下「乙」という。）とは、口蹄疫やアフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及びこれに準ずる家畜伝染病（以下「口蹄疫等」という。）が発生または発生のおそれがある場合に、そのまん延を防止するために行う緊急対策（以下「緊急対策」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県内で口蹄疫等が発生又は発生のおそれがある場合(以下「家畜伝染病発生時」という。)において、甲が実施する緊急対策に関して、甲が乙に協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 緊急対策に係る業務(以下「緊急対策業務」という。)のうち、この協定により甲が乙に協力を要請するものは、次のとおりとする。

- (1) 甲が実施する緊急対策業務に必要な発生農場周辺における通行者・車両等の誘導及び消毒
- (2) 甲が実施する緊急対策業務に必要な車両消毒
- (3) その他、甲が緊急に必要と認める(1)及び(2)に付随した業務

(協力要請)

第3条 甲は、前条に掲げる緊急対策業務について、乙に協力が必要と認めるときには、乙に協力を要請する。

- 2 乙は、前項の要請があったときは、乙の会員会社と緊急対策業務の実施に向けた調整を行い、協力可能な会員会社(以下、「協力会員会社」という。)を選定する。
- 3 選定された協力会員会社は、甲が指定する時間及び場所に警備員を出動させるものとする。
- 4 緊急対策業務に必要な機材は、原則、甲が確保するものとする。

(業務範囲及び要請方法)

第4条 甲が、乙に要請する業務の範囲は、甲が指定するものとし、業務内容を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話、電子メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(経費の負担)

第5条 緊急対策業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、協力会員会社が当該地域において同種の作業に通常必要とされる費用の額を基準とし、甲と協力会員会社が協議の上決定する。

(費用の支払い)

第6条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、協力会員会社の請求後速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名捺印の上、各1通を保有する。

令和5年3月24日

甲

さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事 大野元裕



乙

川越市大字木野目1267番地1
一般社団法人埼玉県警備業協会
会長 炭谷勝

